様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

　廿日市市長　様

廿日市市移住支援金交付申請書兼実績報告書

　廿日市市移住支援金交付要綱第５条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請すると

ともに、実績を報告します。

１　交付申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　名 |  |
| 住　所 | 〒 | 電話番号 | （固定）　 　- -　　　（携帯）　 　- -　　　 |
| メールアドレス |  |

２　移住支援金の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 世帯構成 | 単身　・　２人以上の世帯 | ２人以上の世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（上記１の交付申請者は含まない）)） | 人 |
| 移住した日 | 年　　　月　　　日　 | 上記世帯員の人数のうち18歳未満の世帯員の人数 | 人 |
| 移住支援金の種類（該当する項目に○を付けてください。） | 就業(一般)・就業(専門人材)・テレワーク・関係人口・起業 |
| 交付申請金額　※金額の頭に￥を記入 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

３　各種確認事項（交付申請者について、Ａ又はＢの該当する方に○を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ | 誓約する | Ｂ | 誓約しない |
| 別紙２「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ | 同意する | Ｂ | 同意しない |
| 今回の移住に関して、国又は県からの他の助成金の受給状況 | Ａ | 受給していない（受給予定なし）  | Ｂ | 受給している（受給予定あり）  |
| 交付申請日から５年以上、廿日市市に継続して居住する意思について | Ａ | 意思がある | Ｂ | 意思がない |
| （就業（一般）の場合のみ）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | Ａ | ３親等以内の親族に該当しない | Ｂ | ３親等以内の親族に該当する |
| （就業・起業の場合のみ）交付申請日から５年以上、継続して勤務する意思について | Ａ | 意思がある | Ｂ | 意思がない |
| （テレワークの場合のみ）廿日市市への移住の意思について | Ａ | 自己の意思である | Ｂ | 所属からの命令である |

※各種確認事項のＢに１つでも○がある場合は、移住支援金の交付対象となりません。

４　移住元の住所

　※　移住する直前の１０年間のうち、通算５年以上かつ直前１年以上、東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたことが分かる住所を最終の住所から順に記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 住所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

５　移住元での状況（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 東京２３区 | 在住 | 在勤 | 在住＋在勤 |

６　東京２３区への在勤履歴（上記５移住元での状況が「在勤」又は「在住＋在勤」に該当する場合のみ記入してください。）

　※　移住する直前の１０年間のうち通算５年以上かつ直前１年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する就業証明書又はこれに代わる書類を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 在勤地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

７　就業先の法人、勤務地（就業場所）の内容（就業（一般）及び就業（関係人口）の場合のみ記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 就業先の法人名 |  |
| 勤務地の住所 |  |
| 申請対象となる求人管理番号（ひろしまワークスの求人ページで確認。就業（一般）の場合のみ。） |  |

８　移住後の生活状況（テレワークの場合のみ記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先の法人名・部署 |  |
| 勤務先の住所 |  |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度　　／　　行くことはないその他（　　　　　　　　　　　　　） |

※　週の半分を超えて通勤する場合等、生活の本拠が廿日市市にないと判断される場合は、テレワークの要件に該当せず、移住支援金の交付対象となりません。